

令和3年4月26日

保護者の皆様

京都府立山城高等学校
校長 細野吾

緊急事態宣言の発令に伴う教育活動の実施にあたって

平素は、本校の教育活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる取組についても、御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたびの緊急事態宣言の発令を受け、京都府教育委員会から、保護者の皆様へのメッセージ（別紙「緊急事態宣言の発令に伴う学校教育活動について」）が参りました。

つきましては、別紙「緊急事態宣言の発令に伴う学校教育活動について」をご覧いただきますとともに、下記について御理解・御協力をお願いいたします。

今後とも、国や府の方針を踏まえ、教育活動を進めることになりますが、保護者の皆様には御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 始業時刻及び短縮授業の期間の延長

令和3年5月11日（火）まで

2 始業時刻及び短縮授業（変更なし）

（1）始業時刻

第1・2学年 S H R 9:05~9:15

第3学年 S H R 8:50~9:15

（2）授業短縮

第1限目の授業開始時間を、9:20とし、1校時あたり「5分間」の短縮を実施し、「45分間の授業」とします。

3 学校からの連絡方法（変更なし）

学校からの連絡は、「ホームルーム」のほか、「Classi」「学校ホームページ」で行います。

4 教育活動他（当面の間）

校外での教育活動は停止しております。また、部活動については、「自校生徒のみ、校内、1日2時間以内、宿泊禁止」の原則に則り、感染予防対策を講じた上で実施を認めております。ただし、充分な感染症予防対策がされていると認められ、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等のみ参加を認めております。さらに、学校外の者が参加される校内での活動（発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会等）についても実施を見送っており、校内で実施している部活動等の見学や応援についても御遠慮いただいております。

5 今後の対応

（1）お子様の不要不急の外出や友人等との外食は避けてください。

（2）登校前の検温や健康観察を行い、発熱、風邪の症状等、体調不良のときなどは無理な登校は控え、必ず学校に御連絡ください。また、お子様には登下校中や学校でのマスク着用、食事時に感染リスクが高くなることから、昼食時における「飲食時の『きょうとマナー』」（飲食前の手指の消毒、会話の時はマスク着用など）、正面を向いての「黙食」の徹底をお願いしています。

（3）御家庭においても、手洗いの励行や咳エチケットなど、基本的な感染防止対策に充分努めてください。

（4）発熱等体調不良が続くなど感染が疑われる場合は、きょうと新型コロナ医療相談センター（電話 075-414-5487 京都府・京都市共通）へ御相談いただくとともに、必ず学校へも御連絡ください。

（5）御家庭との連絡体制の確立のため、生徒だけでなく、保護者の方におかれましても、classiでの連絡が確実に行なうことができるよう、接続状況の確認をお願いいたします。

（6）御不明な点等がございましたら、副校長まで御連絡ください。（連絡先：075-463-8261）